

一般社団法人エレクトロニクス実装学会
会員・会費規程

平成 24 年 4 月 1 日制定
平成 30 年 5 月 24 日改訂
令和元年 5 月 23 日改訂
令和 3 年 6 月 4 日改訂

(総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人エレクトロニクス実装学会（以下、本学会という）の会員・会費について定めるものである。

(会員の種別)

- 第 2 条 本学会の定款第 5 条に基づき、本学会の会員は、正会員、賛助会員および学生会員とする。
- 2 このうち正会員をもって、一般社団・財団法人法上の社員とする。
 - 3 本学会の「名誉会員に関する内規」で定める名誉会員は正会員とする。
 - 4 正会員のうち、当学会および当学会の前身の学会で会員歴 10 年以上があり、満 60 歳以上の正会員で、当学会の理事会に申請して承認された者は「シニア会員」として認定する。
 - 5 正会員のうち、満 30 歳未満の正会員で、当学会の理事会に申請して承認された者は「若手会員」として認定する。

(入会)

- 第 3 条 正会員、賛助会員または学生会員として入会を希望する者は、本学会の定款第 6 条に基づき、本学会所定の入会申込書に必要事項を記入し、本学会に提出し、理事会の承認により入会が認可される。
- 2 賛助会員においては、法人または団体の代表者を本会に届けなければならない。またその代表者を変更した場合は、速やかに本会に通知しなければならない。

(入会申込書記載事項の変更)

第 4 条 会員は前条に定める入会申込書の記載事項に変更を生じた場合、速やかにその旨を本学会事務局に通知しなければならない。

(入会金)

第 5 条 入会する者は、次の入会金を納めなければならない。

正会員 2,000 円
賛助会員 10,000 円
学生会員 免除

但し、正会員の入会金は、会員の推薦がある場合、免除される。

(年度会費)

第 6 条 会員は次の年度会費を納めなければならない。

正会員 年度会費 10,000 円
賛助会員 年度会費 100,000 円 (1 口)
学生会員 年度会費 2,000 円
若手会員 年度会費 6,000 円

- 2 年度は 4 月から翌年 3 月末までとする。
- 3 年度会費は、毎年 4 月末までに次年度会費 1 ヶ年分を前納するものとする。
- 4 正会員および賛助会員において 10 月から翌年 3 月末までの入会者のその年度会費については、半額とする。

- 5 年度途中で入会する会員の入会金および年度会費は、それぞれ入会時に納入するものとする。
- 7 名誉会員の年度会費は免除される。
- 8 シニア会員の年度会費は正会員と同じとする。

(退会)

第7条 退会を希望する者は、本学会定款8条に基づき、任意にいつでも退会できる。

- 2 所定の退会届に必要な事項を記入し、本学会に提出するものとする。

(除名)

第8条 会員は、本学会の定款9条に基づき、正当な事由がある場合は、総会において総正会員の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる

- 2 前項の規程により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与える。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、前記8条の場合のほか、次のいずれかに該当した時は、その資格を失い退会したとみなす。

- (1) 会費を2年以上滞納したとき。
 - (2) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき
 - (3) 死亡または失踪宣告を受けたとき
 - (4) 賛助会員の場合、その法人または団体が解散または倒産したとき
- 2 会員がその資格が喪失した場合、年度の途中であっても、既に納入した会費およびその他拠出金品の返還はしない。
 - 3 会員がその資格が喪失した場合、未履行の義務がある場合は、この義務を免れることはできない。

(会員の特典)

第10条 会員の特典は別に定める「会員の特典規則」による。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会での決議後、総会の決議を経て行う。

附 則

1. この細則は、移行認可をうけ、移行の登記の日から施行する。
2. この改訂細則は、平成30年5月24日から施行する。
3. この改訂細則は、令和元年5月23日から施行する。
4. この改訂細則は、令和3年6月4日から施行する。